

事業用施設(事務所、営業所、設備等保管施設)の案内図

所在地	
案内図	
写真	

※ 写真の撮り方は、看板を含めて全景が写るようにしてください。

※ 事務所と設備保管施設の所在地が別々の場合は、それぞれ作成すること。